

| | |
|-------------------|----------------|
| 島根原子力発電所第2号機 審査資料 | |
| 資料番号 | NS2-補-020 改 08 |
| 提出年月日 | 2022年4月7日 |

工事計画に係る補足説明資料
(安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の
下における健全性に関する説明書)

2022年4月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

1. 工事計画添付書類に係る補足説明資料
添付書類の記載内容を補足するための資料を以下に示す。

| 資料 No. | 添付説明資料名 | 補足説明資料（内容） | 備考 |
|--------|---|---------------------------------------|--------|
| 1 | 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 | | |
| 2 | 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート | | |
| 3 | 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について | 核物質防護設備の安全設備及び重大事故等対処設備への波及的影響の防止について | 今回提出範囲 |
| 4 | ブローアウトパネル関連設備の設計方針 | | |

核物質防護設備の安全設備及び重大事故等対処設備への
波及的影響の防止について

目 次

| | |
|------------------------|---|
| 1. 概要 | 1 |
| 2. 基本方針 | 1 |
| 2.1 波及的影響の防止について | 1 |
| 2.1.1 地震 | 1 |
| 2.1.2 火災 | 1 |
| 2.1.3 溢水 | 2 |
| 2.1.4 竜巻 | 2 |
| 2.1.5 津波 | 2 |
| 2.1.6 積雪・火山 | 2 |

1. 概要

本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第9条及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」に基づく発電用原子炉施設への人の不法な接近等の防止に係る核物質防護設備（以下「防護設備」という。）の安全施設及び重大事故等対処設備への波及的影響の防止について補足説明する。

2. 基本方針

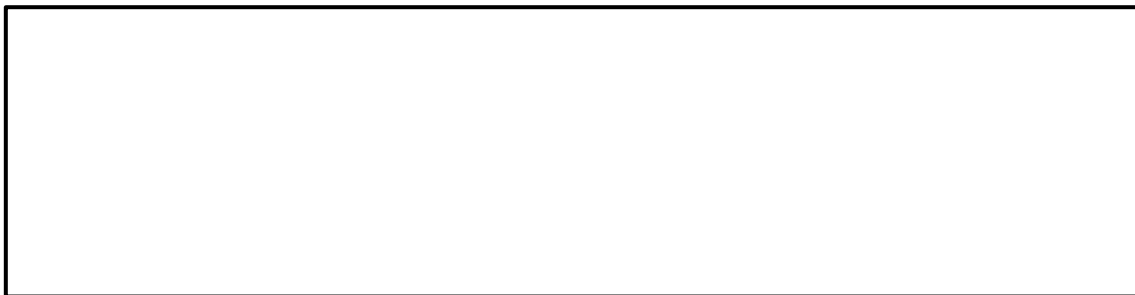
2.1 波及的影響の防止について

安全施設及び重大事故等対処設備は、地震、火災、溢水及びその他の自然現象並びに外部人為事象による他設備の損傷等に伴う波及的影響により、発電用原子炉施設としての安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう措置を講じた設計とする。

このため、防護設備は、基本的に建物の外周等に設置し、防護設備が損傷、倒壊等した場合においても、安全施設及び重大事故等対処設備に影響を与えないよう原則、離隔距離をとることとする。

また、防護上、安全施設及び重大事故等対処設備に近接して防護設備を設置する場合もあるため、損傷、倒壊等の起因事象となる可能性のある地震、火災、溢水、竜巻、津波、積雪及び火山に対する防護設備の波及的影響について、以下のとおり評価する。（添付－1）

2.1.1 地震



2.1.2 火災

火災区域、区画に設置する防護設備は、安全施設及び重大事故等対処設備との系統分離対策を実施し、内部火災影響評価等で適切に評価しているので、安全施設及び重大事故等対処設備に影響を及ぼすことはない。

また、外部火災対策の防火帯内については、延焼防止効果に影響を与えるような大型の可燃物を含む機器は、原則、設置しないこととする。



2.1.3 溢水



2.1.4 竜巻

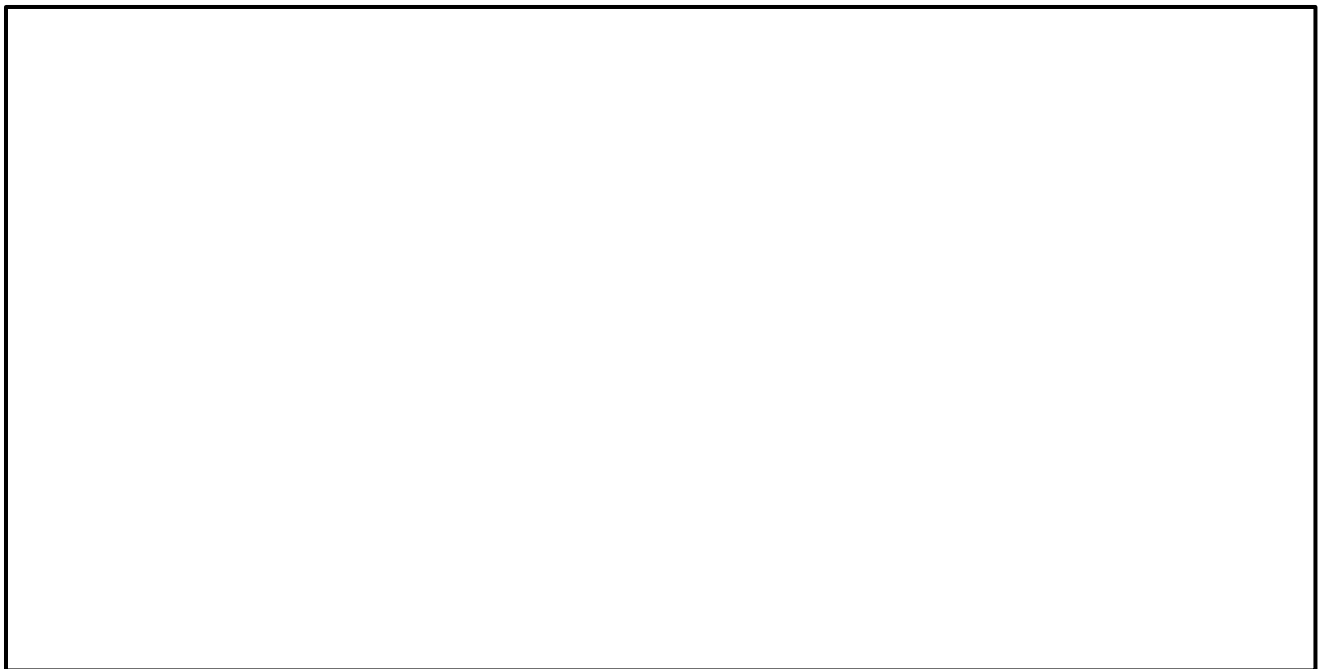
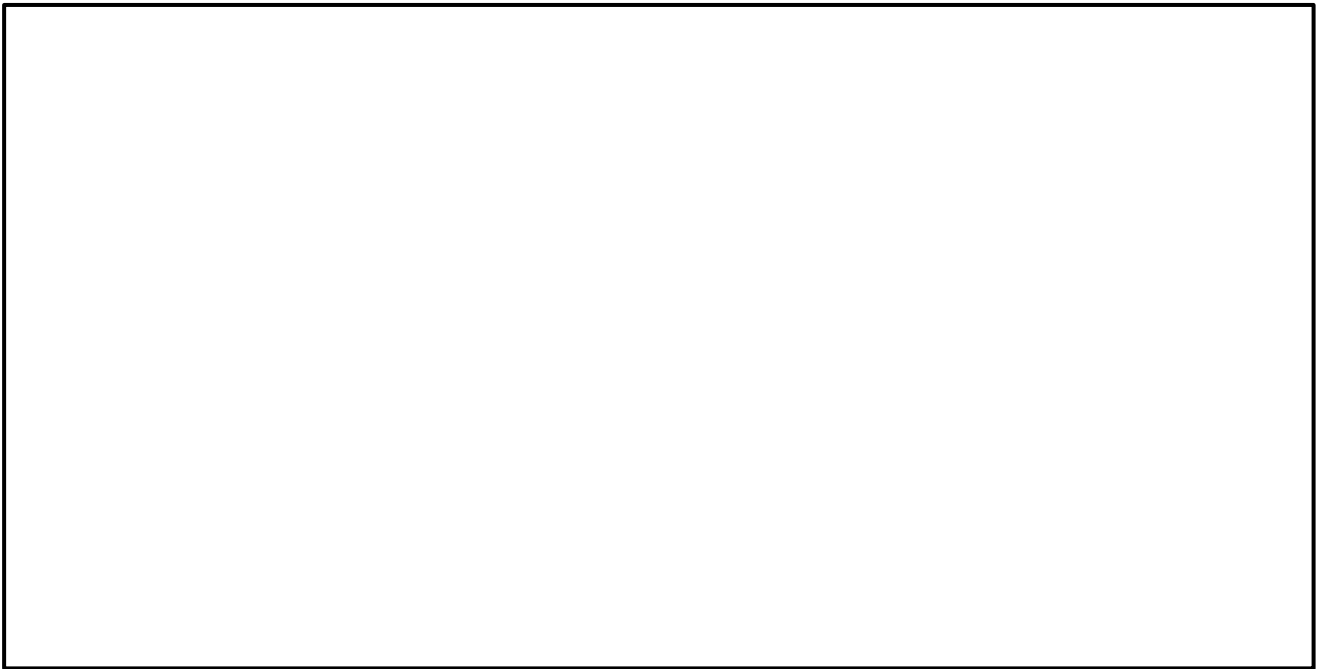


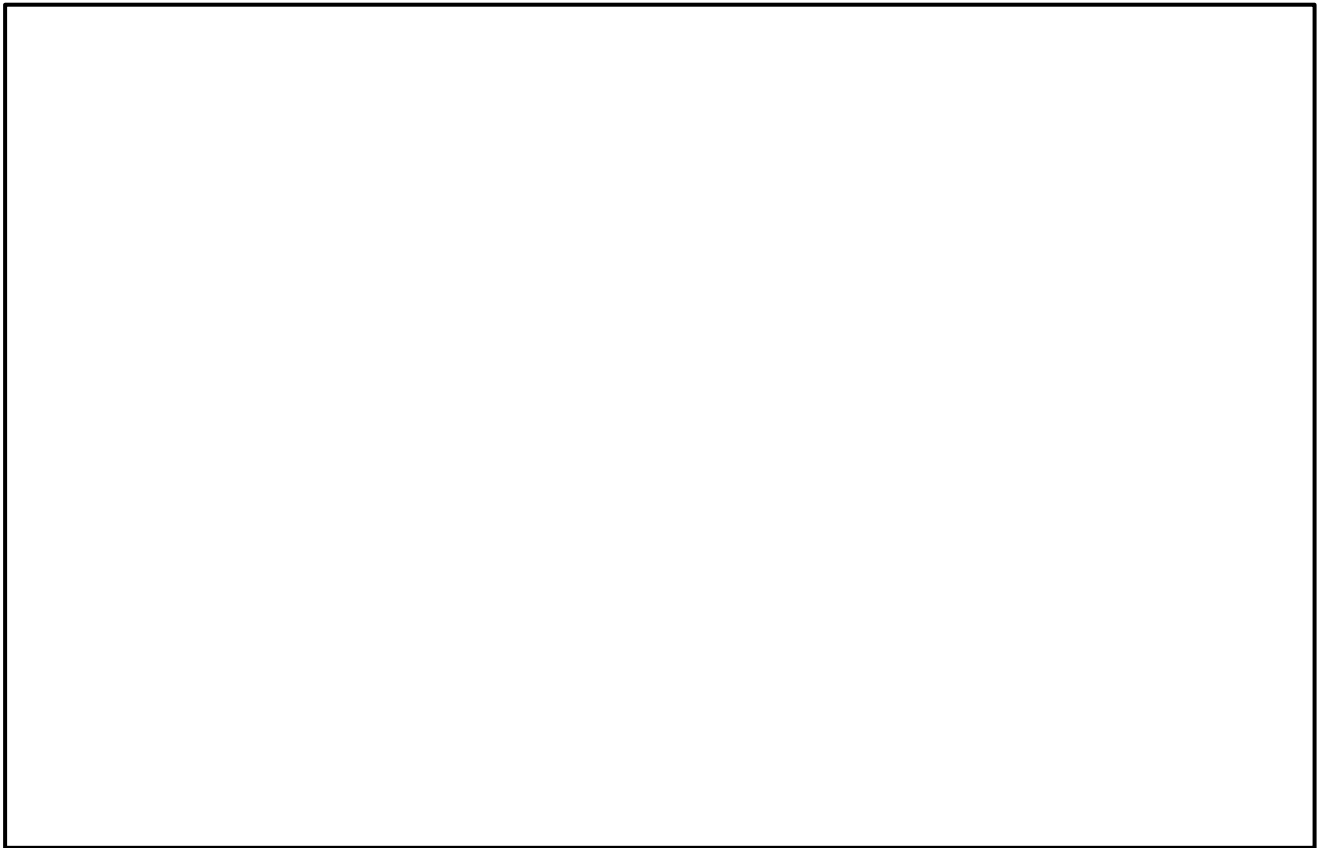
2.1.5 津波

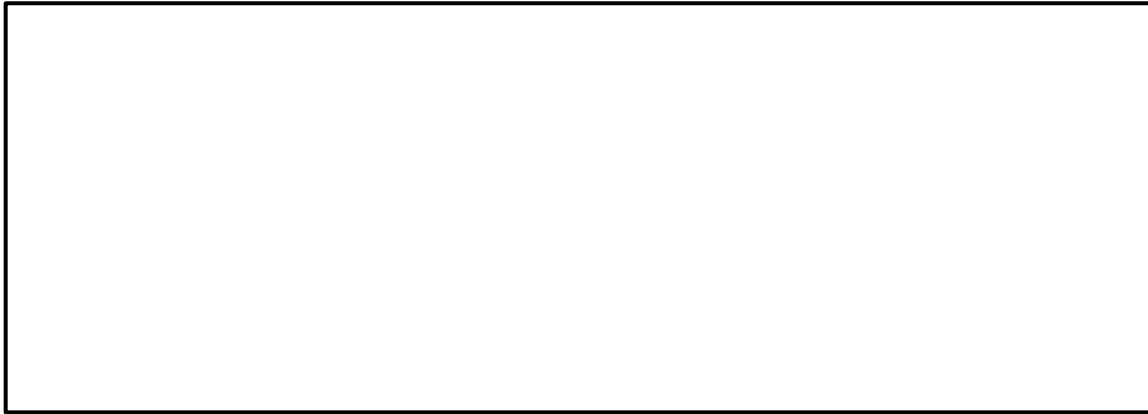


2.1.6 積雪・火山

屋外の防護設備については、荷重の影響を受けにくい構造であるため、損傷等することなく安全施設及び重大事故等対処設備に影響を及ぼすことはない。







核物質防護設備の波及的影響の防止について

損傷，倒壊等の起因事象となる可能性のある地震，火災，溢水，竜巻，津波，積雪及び火山に対する防護設備の波及的影響の防止について以下に示す。

| 種類 | 機器・設備 | 地震 | 火災 | 溢水 | 竜巻 | 津波 | 積雪・火山 |
|----|-------|----|----|----|----|----|-------|
| | | | | | | | |